

【建設工事関係】

入札・契約制度等

入札手続き期間の延長

(これまでに比べ、10営業日程度延長)

技術提案書の簡素化

(最大22枚を最大6枚、又は最大10枚に簡素化)

配置予定技術者の実績における従事期間の緩和

(着工から完成までを現場施工期間の1/2以上に緩和)

契約保証の変更

(原則として基準額以上の工事について役務的保証から金銭的保証へ変更)

適正な積算価格算定に係る取り組み

見積活用方式の対象工種の拡大

標準図活用方式における見積活用方式の適用

(入札時及び変更契約時に適用可能に変更)

見積参考資料<sup>※</sup>及び見積活用単価の入札前に入札参加者に交付

(これまで事後公表であったものを、入札書提出期限の6日前までの交付に変更)

<sup>※</sup> 見積先が特定できないなど、入札参加者が適正に積算することが困難な工種の発注者作成単価

遠隔地からの労働者確保に要する費用等計上の対象工事拡大

(離島や僻地以外にも適用を拡大)

働き方改革、担い手確保に係る取り組み

工事書類の簡素化

(工事書類スリム化ガイドラインの試行)

参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行

(配置予定技術者の申請資料提出期限を落札前までに延伸)

発注予定情報

発注予定情報の公表時期の早期化

(これまで年度当初に公表していた発注予定情報を前年度3月頃に公表)

発注予定情報の記載内容の具体化

(工事目的物等の情報の具体化、技術者の専任期間及び入札書提出期限の追加)

その他

品質証明業務の業務内容の明確化

(具体的な確認作業について実施要領を策定)

標準図活用方式の事務処理要領作成、問い合わせ窓口の設置

(標準図活用方式に係る情報共有方法、一時中止による費用計上方法などを明文化)

【技術業務関係】

入札・契約制度等

入札手続き期間の延長  
（これまでに比べ、10営業日程度延長）

設計意図伝達業務<sup>※</sup>の発注

※ 工事の受注者等に対して、設計図書に関する説明などを通じ設計意図を正確に伝える業務

適正な積算価格算定に係る取り組み

技術業務における旅費等の実費精算  
（これまで定額での精算としていた交通費・宿泊費の精算を実費精算に変更）

技術業務へのスライド条項の適用  
（ECI設計に限定していたスライド条項について、ECI以外の設計業務にも適用を拡大）

働き方改革、担い手確保に係る取り組み

技術業務における情報共有システム等の活用  
（建設工事において活用していた情報共有システムを、原則全ての設計業務に活用。また、設計会議や打合せにおいてWEB会議システムを最大限活用）

発注予定情報

発注予定情報の公表時期の早期化  
（これまで年度当初に公表していた発注予定情報を前年度3月頃に公表）

ECI方式の技術業務について、対象建物リストをExcel形式で提供  
（これまでPDFで提供していたリストを、Excel形式で提供）

その他

設計業務委託特記仕様書の改善  
（標準業務に含まれない業務を追加業務として明記し、適切に費用を計上）

設計業務における部分払い時の出来高算定方法の改善  
（業務進捗を細分化し、作業状況に応じた出来高算定方法を策定）